公益財団法人富山第一銀行奨学財団の報酬等の支給基準

１．報酬の支給

（１）評議員の報酬

評議員は、無報酬とする。（注１）

（２）常勤役員及び顧問の報酬（注２）

常勤役員及び顧問に報酬を支給する場合、その月額報酬額は下記２の「支給基準」に基づき、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

（３）非常勤役員及び顧問の報酬

非常勤役員及び顧問は、無報酬とする。（注３）

２．上記１．（２）の「支給基準」を下記とする。

号俸	報酬支給額（円）	号俸	報酬支給額（円）
1	100,000	7	400,000
2	150,000	8	450,000
3	200,000	9	500,000
4	250,000	１０	550,000
5	300,000	１１	600,000
6	350,000	１２	650,000

３．費用の支給

この法人は、評議員及び役員並びに顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（注３）

４．公　表

当基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

５．改　廃

この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

附　則

この基準は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

（注１）　定款第 15 条第１項

評議員は、無報酬とする。

（注２）　定款第 31 条第１項

役員及び顧問は、無報酬とする。

但し、役員及び顧問が常勤の場合は報酬を支給することができることとする。

（注３）　定款第 15 条第２項

評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

定款第 31 条第２項

役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

制定・改定等の履歴

平成２２年１０月　１日　制定（公益財団法人への移行の登記の日）

令和　７年　６月　５日　改定